

農業法人の皆さんへ

支援策活用ガイド

～経営の発展に役立つ支援策を準備しています！～

[21年度予算・20年度補正予算 概算決定版]



昨年12月24日に、平成21年度及び20年度第2次補正の政府予算案が閣議決定されました。このうち、農業法人の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。なお、これらの支援策については、国会で予算が成立した後に実施されます。

【お問い合わせ先】

事業の内容や申請手続については、農林水産省の本省・地方農政局・地方農政事務所の「水田・畑作経営相談窓口」(農政安心ダイヤル)か、都道府県・地域担い手育成総合支援協議会(県・市町村・JA)に、お気軽にお問い合わせください。

目次

ページ

経営の安定

1 土地利用型作物経営を安定させたい

1

2 水田や畑地を有効活用したい

1

3 肉用牛経営を安定させたい

2

4 養豚経営を安定させたい

2

5 野菜経営を安定させたい

3

経営の質の向上

6 経営上の課題を解決したい

3

7 専門的な知識を習得したり、必要な資格を取りたい

4

8 地域の仲間と一緒に経営発展に取り組みたい

4

規模の拡大

9 農地の規模拡大を円滑に進めたい

4

10 農地をまとめて規模拡大したい

5

11 耕作放棄地を活用したい

5

新たな分野への進出

12 新しいビジネスプラン実現のための支援が欲しい

6

13 農業生産だけでなく、加工・販売等にも取り組みたい

7

14 実需者と連携して、アグリビジネスを展開したい

7

人材の確保

15 新たな人材を確保したい

7

16 就農希望者を雇いたい

8

17 人材の確保と併せて機械・施設を充実したい

8

経営の継承

18 経営を次の世代に引き継ぎたい

9

19 従業員の支援をしたい

9

経営の立て直し

20 経営の立て直しを図りたい

10

21 資金繰りに困っている

10

機械・施設の導入

22 機械・施設の導入コストを下げたい

11

23 農地等の基盤整備をしたい

12

基盤整備

24 基盤整備に伴う経費負担を減らしたい

12

25 基盤整備と併せて規模拡大したい

12

26 果樹園の栽培品目・品種転換や小規模な園地整備をしたい

13

27 低利な融資を受けたい

13

資金の確保

28 できるだけ早く資金を借りたい

14

29 資金を借りたいが、担保や保証人が不安

14

30 将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい

15

認定農業者への発展

31 認定農業者になりたい

15

その他の支援

32 肥料や原油の価格高騰に対応し、生産コストを低減したい

16

33 共済制度や税制措置について知りたい

17

経営の安定

1 土地利用型作物経営を安定させたい

水田・畑作経営所得安定対策に加入するためには、認定農業者で経営面積が原則4ha(北海道10ha)以上である必要がありますが、農地が少ない場合や複合経営の場合等の特例も設けています。これらに該当しない方でも、地域の担い手と市町村が認めた方は加入できます。

収入減少影響緩和対策

支援内容 米の销售价格の下落等で収入が減少した場合には、収入減少の9割を補てんします。

米・麦・大豆等の品目ごとの平均収入（標準的収入）と当年産収入の差額を合計した結果、減収している場合には、その減収額の9割について、加入者と国による拠出金の範囲内で補てん金が受けられます。

生産条件不利補正対策

支援内容 販売収入だけでは生産コストを賄うことのできない麦・大豆等を対象に、生産コストと販売収入の差を補てんします。

<過去の生産実績に基づく交付金（固定払）>

16年～18年の過去3年間の麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの生産実績に応じて、市町村別の交付単価による交付金が受けられます。

<毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）>

毎年の麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの生産量・品質に応じて、全国一律の交付金単価による交付金が受けられます（小麦1等Aランクの場合、60kg当たり2,110円など）。

<事業名：水田・畑作経営所得安定対策>

2 水田や畑を有効活用したい

水田・畑を有効活用し、戦略作物の生産を拡大する場合に支援します。

支援内容 新規転作田、調整水田等における大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の作付拡大に応じた支援を行います。

また、水田・畑作経営所得安定対策の対象となる組織が取り組んだ場合には、大豆・麦について固定払相当額も支払われます。

・ 大豆、麦、飼料作物は、10a当たり35,000円を助成します（大豆については、単収3俵以上の場合1俵当たり3,000円を加算）（水田裏作麦は15,000円、畑不作地への作付拡大は15,000円）

・ 米粉・飼料用米は、10a当たり55,000円（うち5,000円はコスト削減等の取組に対する加算）

※ 助成金を受けるためには、実需者との播種前契約等の実施、低コスト生産を行うことなどの要件があります。

<事業名：水田等有効活用促進交付金>

3 肉用牛経営を安定させたい

➡ 肥育牛の収益性が低下した時に、補てんが受けられます。

支援内容 肥育牛1頭当たりの推定所得が、基準家族労働費を下回った場合、その水準に応じて四半期ごとに補てん金が受けられます（マルキン事業）。
さらに、物財費（飼料費やもと畜費など生産に必要な費用）をも下回った場合、その水準に応じて四半期ごとに補てん金が受けられます（補完マルキン事業）。

平成20年度第2四半期（7～9月）は、次のとおり補てん金が交付されました。

肉専用種：マルキン事業36,700円/頭

交雑種：マルキン事業33,000円/頭+補完マルキン事業34,400円/頭=67,400円/頭

乳用種：マルキン事業22,700円/頭+補完マルキン事業19,000円/頭=41,700円/頭

※肉専用種は、マルキン事業のみ発動。

<事業名：肉用牛肥育経営安定対策事業、肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業>

4 養豚経営を安定させたい

➡ 肉豚の収益性が低下した時に、補てんが受けられます。

支援内容 豚肉の市場価格が道府県ごとに設定する地域保証価格を下回った場合、その水準に応じて補てんが受けられます。

地域保証価格（各県団体に設定）：
平成19年度 400円/kg程度
→ 平成20年7月 ～ 480円/kg程度

<事業名：肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業>



5 野菜経営を安定させたい

➡ 野菜の価格が低落した時に、補てんを受けることができます。

支援内容 指定産地において、指定野菜（14品目）の価格が著しく低落した場合に、安定的・継続的生産者の育成・確保状況等に応じて、補てん金を受けられます。

- ・ 保証基準額と平均販売価格（ただし、最低基準額を限度とする。）との差額の70～90%を生産者に補てんします。
- ・ 価格低落時の野菜経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保がしやすくなります。

指定野菜（14品目）

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

<事業名：指定野菜価格安定対策事業>



6 経営上の課題を解決したい

➡ 農業法人の経営上の相談に応じます。

支援内容

(社)日本農業法人協会が、農業法人からの経営上の相談について専門家の派遣を希望する場合や商談会へ参加する場合等に必要な経費の助成を行います。

<経営相談窓口>

必要に応じて、(独)中小企業基盤整備機構の経営相談窓口において助言を受けたり、専門家の派遣やビジネスプランの作成支援などを受けたりできます。

問合せ先：(社)日本農業法人協会 TEL：03-6268-9500

<事業名：農業経営創業・事業拡大支援事業>

➡ 経営診断を行います。また、専門家が個別の課題に応じて助言します。

支援内容

地域の担い手協議会が、青色申告書等をもとに経営診断を行い、その結果に応じて、税理士、中小企業診断士など専門家が課題解決に向けた助言を行います。

<事業名：担い手アクションサポート事業(経営診断・指導活動)>

➡ 様々な業界で活躍してきた方々からアドバイスを受けることができます。

支援内容

現役時代に商社・食品会社などで活躍し、様々なノウハウを持つ退職者の方々から、セミナーや個別相談により、経営やマーケティングに関する助言を受けることができます。

例えば・・・

- 販路の拡大を考えている農業者に対して、食品メーカーシステム管理担当OBがネット販売についてアドバイスを行います。
- 生産物の輸出を目指す農業者に対して、商社海外事業部門OBが助言します。

問合せ先：(株)パソナグループ TEL：03-6734-1070

<事業名：農林漁業ビジネス経営塾(人生二毛作の実現に向けた他産業従事者による農林漁業経営体
発展支援研修事業)>

7 専門的な知識を習得したり、必要な資格を取りたい

➡ 研修への参加や資格の取得を支援します。

支援内容 担い手協議会が、民間企業の行う研修会への参加費や、資格取得のために必要な経費等を助成します。

例えば、講習会への参加経費（資料代、交通費等）、大型農業機械などの運転免許や無人ヘリの操縦資格の取得経費（受講料など）も助成対象となります。

<事業名:担い手アクションサポート事業(経営改善・能力向上研修、民間研修活動支援)>

8 地域の仲間と一緒に経営発展に取り組みたい

➡ 「認定農業者協議会」などの組織づくりを支援します。

支援内容 担い手協議会が、認定農業者等が自らネットワーク組織などを設立して研修などを企画する場合に必要な経費を助成します。

例えば、設立総会の経費（会場借料など）や、研修会開催費（講師謝金など）が対象となります。

<事業名:担い手アクションサポート事業(担い手によるネットワーク組織の活動促進支援)>

規模の拡大

9 農地の規模拡大を円滑に進めたい

➡ 農地の利用調整に関する相談に応じます。

支援内容 地域の担い手協議会（農業委員会）が、農地の利用調整の希望に応じた農地の情報を提供します。

また、農業委員が、農用地の出し手の掘り起こし、権利関係の調整、所有者等との同意の取付け等の様々な調整活動を行います。

<事業名:担い手アクションサポート事業(農地の利用調整活動)>

10 農地をまとめて規模拡大したい

農地を面的にまとめて集積する場合、その集積された面積に応じて交付金を交付します。

支援内容

農地の所有者から委任・代理等を受けて農地を集める組織が、認定農業者等に農地を面的に集積した場合、その面積に応じて、10a当たり最大16,000円の交付金を交付します。

また、面的に集積された農地を効率的に利用するため、小規模な基盤整備に必要な経費を、面的集積された農地の割合に応じて助成します。（最大10/10）

さらに、面的集積に取り組む組織の設置や面的集積を進めるコーディネーターの活動を支援します。

交付金は、地域の実態に即して、農地の面的集積や面的集積された農地の効率的な利用に活用できます。

例えば、出し手に対する借地料のかき上げ、受け手に対する借地料の引き下げや、地域で共同利用する機械の購入等に活用できます。

<事業名：農地確保・利用支援事業、農地確保・利用推進体制支援事業>

農地保有合理化法人が仲介して農地の買入れや借入れを支援します。

支援内容

農地保有合理化法人からの農地の買入れや借入れにより面的にまとめて集積できます。また、農地取得による規模拡大に必要な機械購入や施設整備の資金を無利子で借りられます。農業生産法人であれば出資を受けることもできます。

農地は一定期間借りた後に買うこともできます。また、農地の買入代金の支払いは分割払いもできます。

<事業名：担い手支援農地保有合理化事業>

11 耕作放棄地を活用したい

耕作放棄地の再生・利用のための活動を支援します。

支援内容

貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに付帯する用排水施設、鳥獣被害防止施設等の整備、農地利用調整、営農状況確認等のフォローアップといった取組を総合的・包括的に支援します。

・障害物除去、深耕、整地等の取組に対して、荒廃の程度に応じ3万円/10a又は5万円/10aを助成します。（取組初年度のみ）

・土壌改良の取組に対して、2.5万円/10aを助成します。（最大2年間）

・営農定着の取組に対して、2.5万円/10aを助成します。（1年間）

※営農定着の取組への支援は、水田等有効活用促進交付金の対象作物を除きます。

<事業名：耕作放棄地再生利用緊急対策交付金>

12 新しいビジネスプラン実現のための支援が欲しい

農業法人を核とした新たなネットワークの形成に向けた商談会開催や専門家による相談活動の取組を支援します。

支援内容 農業法人を中心に、農業者や食品事業者等の関連事業者による新しいビジネス展開を実現するためのマッチングの場として、商談会を開催します。商談会では専用ブースを設置することができ、専門家の助言を受けることができます。

商談会は、平成21年3月頃に、全国2～3箇所で開催する予定です。

<事業名:農業法人経営展開支援事業>

農業法人を核としたネットワーク手法の実践を支援します。

支援内容 農業法人が核となって、地域の農業者や生産組織、小売業などとの多様なネットワークを形成するための優良なビジネスプランについて、調査、商品開発等に必要な費用を上限1,000万円まで助成します（補助率1/2）。

補助金は、農業法人と生産組織、小売業等との新たなビジネスプランの作成・実行のために必要な調査・分析などのソフト経費に使えます。

<事業名:農業法人経営発展支援事業>

連携による新商品の開発などを支援します。

支援内容 農業法人と異業種企業等が連携して新商品の開発等を行う活動に対して、計画策定からフォローアップまで支援します。

- 農商工等連携事業…中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品・新サービスの開発等を実施する場合
- 地域資源活用事業…地域の「強み」となり得る「産地の技術」、「農林水産物」、「観光資源」等の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等を実施する場合
- 新連携事業…2社以上の異分野の中小企業が連携・協力し、それぞれの経営資源や強みを有効に組み合わせて新しい事業分野を開拓する場合

<事業名:農商工等連携事業、地域資源活用プログラム、新連携>

農商工連携の取組に対して無利子で資金を貸し付けます。

支援内容 農商工等連携事業の認定を受けた者を対象として、農商工等連携事業に必要な資金を、法人の場合は5,000万円以内、償還期間は最長12年（据置期間を含む。）で無利子で借りることができます。

<事業名:農業改良資金>

13 農業生産だけでなく、加工・販売等にも取り組みたい

➡ 新商品や新技術等の研究開発を支援します。

支援内容 地域の農畜産物等を活用した新商品の開発や新技術等に関する研究開発アイデアを実現するための研究開発費を助成します。

※ 認定農業者の組織する団体等が対象となります。

<事業名:新商品・新技術開発プロジェクト事業>

14 実需者と連携して、アグリビジネスを展開したい

➡ 都道府県を越えた広域的な連携の取り組みを支援します。

支援内容 生産者と食品産業等との連携、複数の都道府県の実需者の連携等により、生産・加工・販売等を行う場合に必要な施設等の整備について、1/2を上限に助成します。

※ 認定農業者の組織する団体等が事業主体となります。

支援対象の例

- ・ 野菜生産者とカット野菜販売・卸売業者が連携して、加工施設を整備
- ・ 複数県にわたる生産者が連携し、栽培管理の統一を図りつつ、同一の特産品を作るための加工施設を整備

<事業名:広域連携アグリビジネスモデル支援事業>

人材の確保

15 新たな人材を確保したい

➡ 農業に関心を持っている若者との交流などを支援します。

支援内容 農業者が新しい人材を確保するきっかけを持てるよう、担い手協議会が、農業に関心を持っている若者、新規就農希望者、農業高校在学学生などを集めて、農業者との意見交換会や農業体験会などを実施します。

意見交換会などへの参加経費（交通費など）について、担い手協議会が負担します。

<事業名:担い手アクションサポート事業（新たな人材の育成・確保活動）>



16 就農希望者を雇いたい

新規就農者を雇用する農業者を支援します。

支援内容 新規就農を希望する者と農業者とのマッチングを行うための就業相談会を開催します。

また、農業者が、就農希望者に対して実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修を行う場合、最大で月9万7千円を12ヶ月間助成します。

助成金を受けるためには、就農希望者と賃金に関する取り決めをし、保険（雇用・労災）に加入することなどの要件を満たす必要があります。また、平成21年度までに研修を開始する必要があります。

<事業名:「農」の雇用事業>

17 人材の確保と併せて、機械・施設を充実したい

規模拡大等により雇用を生み出す認定農業者等の設備整備を支援します。

支援内容 雇用の創出に取り組む認定農業者等が、主に融資を活用して農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の3/10までを上限として助成します。

また、これら認定農業者等を側面的に支援するための共同利用施設の整備を併せて支援します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額（1,000万円）の3/10となる300万円の範囲内で助成します。

また、共同利用施設の整備については、整備費の1/2以内の範囲内で補助します。

<事業名:地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業>

次世代への支援

18 経営を次の世代に引き継ぎたい

後継者がいない農業者が有する経営資産や技術を、就農希望者へ円滑に継承できるよう支援します。

支援内容

意欲ある就農希望者に経営を引き継ぐことを希望する場合に、継承を希望する者の紹介や農業経営の引継ぎに必要な経費の一部について助成します。

- ・経営を継承する農家に、経営ノウハウを引き継ぐための研修期間中（6ヶ月～1年間）、研修費用として最大月額9万円を助成します。
- ・地元の行政、農業委員会、普及組織等によるサポート体制を構築し、円滑な継承を支援します。

<事業名:農業再チャレンジ支援事業(農業経営継承事業)>

19 従業員の支援をしたい

法人で働く従業員の方を支援します。

支援内容

農業法人が就農希望者に対して実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修を行う場合、最大で月9万7千円を12か月助成します（「農」の雇用事業）。

助成金を受けるためには、就農希望者と賃金に関する取り決めをし、保険（雇用・労災）に加入することなどの要件を満たす必要があります。また、平成21年度までに研修を開始する必要があります。

<事業名:「農」の雇用事業>

- ・法人が新規就農者を従業員として雇用する場合、①従業員に農業の技術、経営方法を習得させるため研修を受けさせるために必要な資金、②住居の移転、資格の取得等就農の準備に必要な資金を無利子で農業法人に融資します(就農支援資金)。
- ・従業員の方が農業法人から独立し、経営を始める場合に、①農業の技術、経営方法を習得するための研修に必要な資金、②住居の移転、資格の取得等就農の準備に必要な資金、③機械・施設の購入等に必要な資金を独立される従業員の方に対し無利子で融資します(就農支援資金)。

償還期間（うち据置期間）

- ・就農研修資金、就農準備資金：青年12年以内（4年以内）、青年以外7年以内（2年以内）
- ・就農施設等資金：12年以内（5年以内）

<資金名:就農支援資金>

20 経営の立て直しを図りたい

➡ 経営状況を見極めた上で、再生に向けた支援を行います。

支援内容

都道府県担い手協議会の農業再生委員会が、経営が困難となった農業者の経営状況を見極め、経営の再生が可能な場合には、再生計画の作成相談等に応じます。

また、農業再生委員会において負債の整理を行えば経営再生が可能と認められる場合、農地保有合理化法人が所有農地を適正な買入価格にて買い受け、再生を図る農業者に一時貸付け、経営再生後に売り渡します。

経営の再生が可能な農業者に対しては、(株)日本政策金融公庫の事業再生資金や農業改良資金の貸し付け、アグリビジネス投資育成株式会社（農業再生ファンド）からの出資等を行います。

<事業名:担い手アクションサポート事業(農業における再スタート支援活動)、農地保有合理化促進事業のうち経営再生支援事業>

21 資金繰りに困っている

➡ 経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資します。

支援内容

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、簿記記帳を行っている場合は、300万円を下限に経営規模に応じて、年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額を限度(※)に融資します。

※ 簿記記帳を行っていない場合は、300万円。
償還期限(据置期間)は、10年以内(3年以内)です。

以下のような状況にある場合に利用できます。

- ・災害(台風、冷害、干ばつ、地震等)の被害を受けた
- ・BSEや鳥インフルエンザ等が発生し、家畜の殺処分や移動制限を受けた
- ・燃油や飼料等の高騰により一時的に経営が悪化している

<資金名:農林漁業セーフティネット資金>

22 機械・施設の導入コストを下げたい

➡ 融資残の自己負担部分に対して助成します。

支援内容 主に融資を活用して、農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の3/10までを上限として助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額（1,000万円）の3/10となる300万円の範囲内で助成します。

※ 助成率は、整備費に占める融資率や地域農業の構造改革に関する目標、担い手の経営改善に関する目標等を勘案して定められた助成限度率の範囲内となります。

また、最大の助成限度率は、3/10となっています。

<事業名:地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業>



➡ リース料の一部を助成します。

支援内容 農業経営改善計画に沿って農業用機械・施設をリース方式で導入する場合、リース料の最大約13%を助成します。

例えば、総額700万円のトラクターを7年リース方式で導入する場合、年間100万円のリース料が最大で約87万円になります。

※ 助成率は、借入時の金利水準や耐用年数等によって変動します。
また、最大助成額は250万円です。

<事業名:担い手経営展開支援リース事業>

➡ 共同利用機械等の導入費の一部を補助します。

支援内容 地域の担い手の育成や担い手への農地の利用集積などに資する機械・施設等を導入する場合、最大1/2（機械は最大1/3）の補助を行います。

零細な農家が多くを占める等の担い手育成緊急地域のみが新規採択の対象となります。（詳しくは、市町村へお問い合わせ下さい。）

<事業名:強い農業づくり交付金(経営力の強化)>

基盤整備

23 農地等の基盤整備をしたい

➡ 基盤整備に係る事業費の一部を補助します。

支援内容 都道府県、市町村、土地改良区等が事業主体となって基盤整備を行う場合、事業費の1/2について補助を行います。

区画整理、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土等が対象となります。

<事業名：経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等>

24 基盤整備に伴う経費負担を減らしたい

➡ 農家負担金を軽減します。

支援内容 水田・畑作経営所得安定対策に加入している認定農業者などの担い手の経営面積の集積増加率等が一定以上になることが見込まれる場合、土地改良事業等の農家負担金について、5/6を限度に無利子融資または当該年度の年償還金の利子相当額を助成します。

土地改良事業等の農家負担金対象となります。

<事業名：土地改良負担金総合償還対策事業(水田・畑作経営所得安定対策等支援事業)、経営体育成促進事業(担い手育成農地集積事業)、経営安定対策基盤整備緊急支援事業>

25 基盤整備と併せて規模拡大したい

➡ 基盤整備を契機に、認定農業者などに農地を集積する場合に支援します。

支援内容 区画整理、農業用排水施設等の生産基盤の整備を支援します。また、認定農業者等に農地を集約するための土地利用調整に関する話し合いの経費や、基盤整備に係る農家負担金に充当するなど、様々な活動を支援します。

集積の実績に応じて、最大で事業費の7.5%分の促進費を支援します。

<事業名：経営体育成基盤整備事業、水利区域内農地集積促進整備事業>

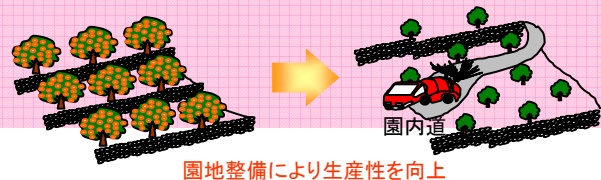
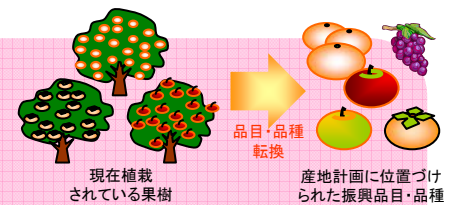
26 果樹園の栽培品目・品種転換や小規模な園地整備をしたい

果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、園地整備などを行う場合に支援が受けられます。

支援内容

果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換、小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良）、かん水施設設置等を行う場合に、事業費の1/2（一部定額）の範囲内で助成が受けられます。

- ・高収益が見込める優良品目・品種への改植・高接
 - ・園地での作業の省力化を図り生産性を向上するための園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良
 - ・高品質果実の生産を図るための点滴かん水設備の設置
- などが実施できます。



<事業名：果樹経営支援対策事業>

資金の確保

27 低利な融資を受けたい

無利子で融資します。

支援内容

平成21年度までに認定農業者が借り受けるスーパーL資金及び農業近代化資金の借入金利を、最大2%引き下げます。

平成20年12月18日現在の金利水準（償還期間に応じて1.35～1.70%）なら、実質無利子で融資を受けることができます。

資金は、農業用機械等の取得費などに使えます。

また、農業改良資金について、創意と自主性を活かし新たにチャレンジする取組に対して、法人の場合は5,000万円まで無利子で融資します。

<資金名：スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金>

28 できるだけ早く資金を借りたい

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

支援内容

スーパーL資金、農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人による融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

<資金名：スーパーL資金、農業近代化資金>

29 資金を借りたいが、担保や保証が不安

経営状況等を評価した上で、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

支援内容

スーパーL資金について、認定農業者の経営能力や経営状況等を積極的に評価して、法人では直近決算の売上高に応じた限度額又は資本勘定のいずれか低い額を無担保・無保証人で融通します。

<資金名：スーパーL資金（円滑化融資制度）>

保証料の負担を軽減します。

支援内容

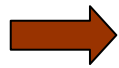
農業者の信用力を補完するため、農業者が融資機関から必要な資金を借り入れる際に農業信用基金協会が債務保証をしていますが、適正な財務諸表を作成し経営改善に取り組む農業者に対し、その保証料負担額の1/2を助成します。

例えば、農業近代化資金を1,000万円借り入れた場合、7万5千円助成します。

※ 償還期間7年・保証料率（平均）0.43%として算出

<資金名：農業近代化資金、スーパーL資金、農業改良資金 等>

30 将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい



税制上の特例を活用して、水田・畑作経営所得安定対策の交付金や産地確立交付金などを準備金として積み立てることができます。

支援内容

農業経営改善計画に従って、対象の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立て、それを活用して農地等を取得した場合には、所得税法上、一括して経費として計上できます。

規模拡大や機械装備の高度化のための内部留保を通じて、計画的な経営改善が図られます。

※ この制度の適用を受けるためには、正規の簿記による記帳を行い、確定申告を青色申告で行う必要があります。

<事業名：農業経営基盤強化準備金制度>



認定農業者への発展

31 認定農業者になりたい



認定農業者制度の内容を説明したり、農業経営改善計画の作成をお手伝いします。

支援内容

各地域の担い手協議会が、認定農業者制度の内容や支援措置を説明するための研修会を開催したり、パンフレットを配布します。

また、認定農業者になるために市町村に提出する農業経営改善計画の作成に当たって、計画の立て方や記載方法のアドバイスをを行います。

市町村、農業委員会、農協など、地域の関係団体等が一体となって支援しますので、最寄りの担い手協議会の窓口にご相談下さい。

<事業名：担い手アクションサポート事業(担い手育成確保・普支援活動、経営改善計画等作成指導活動)>

32 肥料や原油の価格高騰に対応し、生産コストを低減したい

肥料費や施設園芸用燃油費の増加分に着目して支援します。

支援内容 化学肥料の施用量や施設園芸用の燃油の消費量を2割以上低減する農業者グループ（既に燃油又は肥料の低減に取り組んできたものを含む）に対して、肥料費や燃油費の増加分の7割を助成します。

（助成額の算定式）

$$\text{助成額} = (\text{本年度の肥料費} - \text{前年度の肥料費}) \times 0.7 \quad \text{①}$$

$$= (\text{本年度の肥料費} - \text{本年度の肥料費} \div \text{低減率} \div \text{高騰率}) \times 0.7 \quad \text{②}$$

※ ②の算定式を用いる場合、前年度の肥料費のデータは不要です。

※ 2月16日までに都道府県協議会に申請する必要があります。

<事業名: 燃油・肥料高騰緊急対策のうち肥料・燃油高騰対応緊急対策事業>

新たな施肥技術体系への転換を支援します。

支援内容 土壌診断に基づく効率的施肥や局所施肥の導入、たい肥等の低利用資源の活用など、肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換実証及びこれに必要な機械・施設の整備等に対し、1/2を上限に助成します（土壌診断については定額助成）。

（支援対象の例）

- ・ 土壌診断経費
- ・ 局所施肥、たい肥の活用など転換実証に必要な経費
- ・ 局所施肥機、単肥配合機などの整備

※ 2月16日までに都道府県協議会に申請する必要があります。

<事業名: 燃油・肥料高騰緊急対策のうち施肥体系緊急転換対策事業>

先進的省エネルギー加温設備の導入・実証を支援します。

支援内容 木質バイオマス利用加温設備やヒートポンプなどの先進的省エネルギー加温設備の導入・実証に要する経費の1/2を上限に助成します。

ハイブリッド加温施設（燃油加温機＋ヒートポンプ）を導入すれば、従来に比べて2～3割の省エネ効果があります。

※ 2月16日までに都道府県協議会に申請する必要があります。

<事業名: 燃油・肥料高騰緊急対策のうち施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業>

33 共済制度や税制措置について知りたい

➡ 経営者の皆様向けの退職金制度があります。

支援内容 生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、廃業時・退職時に共済金を受け取れます。なお、事業資金等の貸付制度を利用することもできます。

<対象者・要件等>
常時雇用する従業員が20人以下の法人の役員が対象となります。

<事業名:小規模企業共済>

➡ 取引先の倒産時にあなたの会社を守ります。

支援内容 取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の貸付けを受けることができます。

<対象者・要件等>
資本金の額または出資の総額が3億円以下の法人が対象となります。

<事業名:経営セーフティ共済>

➡ 従業員が安心して働けるように、退職金の積み立てを支援します。

支援内容 従業員のための退職金の積立金に対して国の助成を受けることができます。なお、掛金は法人企業の場合は損金として全額非課税となり、パートタイマーの方も加入することができます。

<対象者・要件等>
常時雇用する従業員数が250人未満であれば対象となります。

<事業名:中小企業退職金共済制度>

➡ 新たな雇用機会を作り出す場合に、奨励金が支給されます。

支援内容 雇用機会創出のための事業所の設置や整備にかかった費用や対象労働者の数に応じて、1年ごとに3年間支給されます。

<対象者・要件等>
地域雇用促進奨励金の申請資格の決定を受けた事業主のうち、事業所の設置や整備を行って、一定数以上の求職者を雇い入れた事業主が対象となります。

<事業名:地域雇用促進特別奨励金>

➡ 従業員の定年の65歳以上への引上げや定年の定めを廃止する場合、奨励金が支給されます。

支援内容

- 中小企業定年引上げ等奨励金
就業規則等で定年を65歳以上へ引き上げた場合等に、企業規模に応じて40～80万円の額が1回に限り支給されます。
- 雇用環境整備助成金
定年引上げ等の1年以内に、55歳以上の一般被保険者に対する研修等を行う場合、1人当たり5万円を限度に、研修等の費用の1/2に相当する額が支給されます。ただし、1社あたり250万円が限度となります。

<対象者・要件等>

雇用保険の一般被保険者数が300人以下の法人が対象となります。

<事業名: 定年引上げ等奨励金(中小企業定年引上げ等奨励金、雇用環境整備助成金)>

➡ 機械・装置等の対象設備・資産を導入した場合、税制の特別措置を受けることができます。

支援内容

機械・装置、特定の器具・備品、一定のソフトウェア、普通貨物自動車を対象に、7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます(資本金が3千万円を超える法人で特別償却の場合)。

<対象者・要件等>

資本金1億円以下の法人が対象となります。特別措置を受けるためには、一定の要件があります(例えば、機械・装置では1台または1基の取得価額が160万円以上等の要件があります)。

<事業名: 中小企業投資促進税制>

➡ 従業員の教育訓練費の一定割合の額が減税されます。

支援内容

労務費に占める教育訓練費の割合に応じ、教育訓練費の一定割合に相当する額を当期の法人税額から控除することができます。

<対象者・要件等>

資本金1億円以下の法人が対象となります。

※ 労務費は、役員を除く使用人に対する給与等、法定福利費、及び教育訓練費の合計額となります。

<事業名: 人材投資促進税制>

~ MEMO ~

農業担い手メールマガジンのご案内

「農業担い手メールマガジン」は、農林水産省経営局経営政策課が発行するメールマガジンです。

平成20年度より内容を一新して、農業者や農業関係者の皆様との双方向の情報受発信を行うためのツールの一つとして、本メールマガジンを活用していきます。

[対象]

現場で頑張っている農業者や農業関係者の皆様

[内容]

下記のような内容を中心に、メールマガジンに対するご意見・ご質問を踏まえながら、読者の方々に関心が高い特定のトピックスについて、特集を組んでいくことも考えています

- 行政担当者から現場の農業者の方々へのメッセージ
- 新規事業の紹介
- 事業活用に向けたワンポイント・アドバイス
- よくあるご質問に対するQ&A

[配信頻度] 月2回

[配信手続]

配信申し込みページは、各種検索エンジンから「農業担い手メールマガジン」で検索してください。申し込みページにつながります。

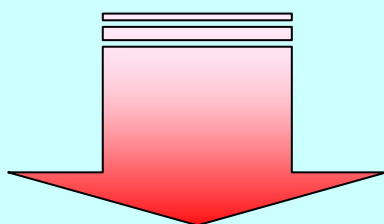
(<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>)

農業担い手メールマガジン

検索

「支援策相談窓口」一覧

ご紹介した各種の支援策について、
質問等がございましたら、下記まで
お気軽にご連絡ください。



相談窓口	電話番号	F A X 番号
東北農政局 担い手育成課	022-221-6241	022-217-4180
	022-221-6179	
関東農政局 担い手育成課	048-740-0113	048-601-0533
北陸農政局 担い手育成課	076-232-4343	076-232-5824
東海農政局 担い手育成課	052-223-4626	052-218-2793
近畿農政局 担い手育成課	075-414-9101	075-414-9030
中国四国農政局 担い手育成課	086-224-9414	086-232-7225
九州農政局 担い手育成課	096-353-7628	096-324-1439
	096-353-7413	
内閣府沖縄総合事務局 経営課	098-866-1628	098-860-1179

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時（12時15分から13時を除く）です。

農林水産本省 経営局 経営政策課	03-6744-2339	03-3502-6007
------------------	--------------	--------------

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の10時から18時（12時15分から13時を除く）です。